

証券コード 4998
2019年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美倉町11番地

フマキラー株式会社

代表取締役社長 大 下 一 明

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日(水曜日) 午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
当社広島工場会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第70期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.fumakilla.co.jp>)に掲載させていただきます。

総会当日は、軽装でご来場くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましても、ノーネクタイのクールビズスタイルを励行させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

「第70期定時株主総会招集ご通知」より日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策の効果などを背景に、企業業績や雇用環境の改善が続き緩やかな回復基調が続きました。一方で、世界経済においては米中間の貿易摩擦などの通商問題における不確実性もあり先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループは「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、コア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品の成長カテゴリーに新価値創造型新製品を積極的に投入し、既存事業の強化・育成を図るとともに、コストダウンや経費の効率的な運用等による利益構造の改革及び海外事業の強化拡大等の課題に努めてまいりました。

売上高は前年同期比13.6%減の412億43百万円（為替変動の影響を除くと10.9%減）となりました。

国内売上は、家庭用品、防疫剤、その他の部門が増収となりましたが、主力の殺虫剤市場が天候不順の影響により前年割れの中、当社もその影響を受けて殺虫剤売上が前年同期比19.5%の減収となりました。その結果、国内合計では前年同期比8.0%減の239億98百万円となりました。一方、海外売上は、インドネシアの子会社の売上が天候の影響を受けたことに加えて、マレーシア・ベトナム・タイの各国においても、国内情勢や天候などの影響により減収となりました。また為替変動によって円高となったこともあり、円貨ベースでは前年同期比20.3%減の172億44百万円（為替変動の影響を除くと14.3%減）となりました。なお、当連結会計年度より、国際財務報告基準に準拠して連結している在外連結子会社において、従来販売費及び一般管理費（以下、販管費という）として費用処理していた一部の費用を売上高から控除しております（影響額は13億円の減収）。

売上原価は、前年同期比25億60百万円減の291億28百万円となりました。その結果、売上原価率は70.6%で、前年同期より4.3ポイント増となりました。原価率のアップ要因は、国際財務報告基準に準拠した売上高の控除、材料価格の高騰や商品の売上構成の変動等によるものです。

これらの結果、売上総利益は121億15百万円（前年同期比24.5%減）となり、返品調整引当金調整後の差引売上総利益は、121億34百万円（前年同期比24.0%減）となりました。

販管費につきましては、従来販管費で処理をしていた一部経費を売上高の控除としたことに加えて、経費の効率的運用と節減に努めた結果、販管費は大きく減少し、前年同期比18.1%減の109億98百万円となりました。

これらの結果、営業利益は11億36百万円（前年同期比55.1%減）、経常利益は13億32百万円（前年同期比50.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、6億93百万円（前年同期比60.0%減）となりました。

次に、商品部門別の概況についてご報告申し上げます。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
殺虫剤	38,283	30,710	△7,572	△19.8
家庭用品	1,846	2,235	389	21.1
園芸用品	2,686	2,677	△9	△0.3
防疫剤	1,592	1,653	61	3.9
その他	3,331	3,965	633	19.0
合計	47,740	41,243	△6,496	△13.6

殺虫剤部門

殺虫剤部門は、当社は2015年を感染症対策元年として位置づけて以来、蚊やマダニが媒介する感染症の脅威や外来種等の危険害虫の問題が深刻化していることへの啓発活動や、今までにない高効力を実現した「効きめプレミアシリーズ」を始めとするワンランク上の製品の開発を進めてまいりました。

このような状況の中で、当連結会計年度における国内殺虫剤市場は、最盛期の5月から6月の気温が前年を下回った一方で、7月以降の猛暑による天候不順の影響により市場全体では前年を大幅に下回って推移いたしました。そのような中で当社は、蚊やゴキブリ用等の新製品が売上に寄与した一方で、天候不順による売上の低迷、それによる秋口の返品増加、また2019年3月期末に予定していた海外向けの先行受注の遅れや市場低迷に伴う競争激化による販売経費の増加等から、前年同期比19.5%減の減収となりました。

一方、海外におきましては、インドネシアにおいて天候の影響等により殺虫剤市場が縮小したことから、同国でトップシェアのPT.FUMAKILLA INDONESIAの売上が減収となったことや、マレーシア、タイ、ベトナムなどのアジア各国においても国内情勢の変化や世界的な天候不順の影響を受けたことや、当連結会計年度より、国際財務報告基準に準拠して連結している在外連結子会社において、従来販売費として費用処理していた一部の費用を売上高から控除したこと、さらにはインドネシアルピアなどの現地通貨の為替の影響（円高）等の要因により、前年同期比20.0%減の減収となりました。

これらにより、国内及び海外の殺虫剤合計の売上高は、前年同期比19.8%減の307億10百万円（前年同期比75億72百万円減）となりました。

家庭用品部門

家庭用品部門は、主力のアルコール除菌剤は出荷ベースでは堅調に推移したものの、競争の激化から最終的な売上が前期を下回った一方で、花粉関連商材が直前期に販売した商品の返品が減少したことに加えて、

2019年春の花粉の飛散量が例年より多かったことから新製品を中心に好調に推移し、売上増となりました。その結果、家庭用品合計の売上高は、前年同期比21.1%増の22億35百万円（前年同期比3億89百万円増）となりました。

園芸用品部門

園芸用品部門は、速攻殺虫と虫よけ効果が1ヶ月続く虫よけ除草剤「虫よけ除草王プレミアム」を中心とした除草剤の売上が大きく伸びた一方で、主力の殺虫殺菌剤が天候不順の影響を受けたことや昨年のヒアリ騒動で増加したアリ関連商材の売上が前年より減少したこと等により、園芸用品合計の売上高は、ほぼ前年並みとなる前年同期比0.3%減の26億77百万円（前年同期比9百万円減）となりました。

防疫剤、その他の部門

防疫剤部門の売上高は、16億53百万円（前年同期比61百万円増、3.9%増）となりました。

その他の部門の売上高は、子会社のフマキラー・トータルシステム(株)のシロアリ施工工事が好調で、39億65百万円（前年同期比6億33百万円増、19.0%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、生産能力強化のための設備等、総額8億11百万円の投資を行い、所要資金は自己資金で充ちいたしました。

(3) 企業集団が対処すべき課題

今後の国内景気の見通しにつきましては、輸出や生産の一部に弱さもみられますが、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが見込まれます。しかし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響など先行きには不透明感があります。

このような状況の中、当社グループは、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、激変するグローバル環境に対応しながら、国内外市場での積極的な販売活動や新市場の開拓を推進するとともに、継続的な事業の拡大と天候に左右されない堅固な収益基盤を確立するために、以下の経営課題に取り組んでまいります。

① 商品開発力の強化

当社は殺虫剤、家庭用品、園芸用品をコア事業と位置づけ、クオリティが高くお客様のニーズを捉えた新価値創造型商品の開発、通年型商品の開発及び継続的な商品革新に積極的に取り組んでまいります。特に、主力の殺虫剤においては、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、世界中で発生している害虫による感染症や外来種の危険な害虫に対して、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の脅威を伝える啓発活動にも引き続き取り組んでまいります。

また、グローバルな視点から、日本はもとより海外子会社の研究開発体制のさらなる強化と今まで以上に高い品質及びコストダウンを実現するために、当社広島工場内に新しい開発棟及び生産設備であるブレンズ・パークを、そしてインドネシアにも研究開発棟の建設を進めています。

今後、新商品開発力のさらなる強化に取り組み、各国の現地ニーズと消費者の使用実態に適応した製品の開発を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

② 販売力・マーケティング力の強化

戦略的かつ重点的な経営資源の投入によるフマキラーブランドの強化を図るとともに、成長カテゴリー商品（殺虫剤では電池式虫よけ、ワンプッシュ式蚊取り、人体用虫よけ、不快害虫等）を中心とした販売効率の高い売場づくりのお取り組み商談、カテゴリー提案、配荷・導入商談の徹底等による既存の取引先との関係強化と新規顧客の開拓、販売情報の活用によるマーケティング営業力の強化、利益性を重視した販売活動等に努め、成長性や利益性の見込まれる既存事業の強化と継続的な育成に積極的に取り組んでまいります。

③ 海外各拠点での事業拡大

現在、当社は海外主要連結子会社8社（インドネシア2社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ）で製造販売または販売を行っており、2019年度にはミャンマーにおいて新工場が完成予定です。また、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の6ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

今後は、国内と海外子会社間の連携をさらに強化し、グループ・シナジー効果を高め、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

④ エステー株式会社との協業の推進

当社はエステー株式会社と資本業務提携しております。営業・開発・生産・海外の各分野でそれぞれ課題を取り上げ、一定の成果を上げつつありますが、引き続き業務提携の取り組みを通じて、業容拡大並びに企業価値及び株主共同利益の向上に努めてまいります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 67 期 (2015.4~2016.3)	第 68 期 (2016.4~2017.3)	第 69 期 (2017.4~2018.3)	第 70 期 (2018.4~2019.3) 当連結会計年度
売上高 (千円)	36,288,365	42,362,764	47,740,096	41,243,165
経常利益 (千円)	1,973,235	2,407,020	2,688,698	1,332,482
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,131,275	1,387,852	1,735,351	693,756
1株当たり当期純利益	40円68銭	99円83銭	123円10銭	42円09銭
総資産 (千円)	31,626,769	36,131,021	44,678,072	42,180,766
純資産 (千円)	10,245,478	9,731,150	17,664,008	17,028,338

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主要な事業内容
日 広 産 業 株 式 会 社	30,000千円	99.8%	家庭用品、園芸用品の製造
大 下 製 薬 株 式 会 社	10,000千円	85.0%	殺虫剤、家庭用品の製造
フマキラー・トータルシステム株式会社	160,000千円	50.0%	防疫剤の販売
P T . F U M A K I L L A I N D O N E S I A	10,758千米ドル	80.0%	殺虫剤の製造販売
F U M A K I L L A I N D I A P R I V A T E L I M I T E D	75,000千ルピー	99.9%	殺虫剤の販売
F U M A K I L L A A M E R I C A , S . A . D E C . V .	9,259千ペソ	99.9%	殺虫剤の販売
F u m a k i l l a A s i a S d n . B h d .	75,682千リギット	100.0%	東南アジアにおける間接所有子会社の統括管理
F u m a k i l l a M a l a y s i a B h d .	40,647千リギット	99.7%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a V i e t n a m P t e . , L t d .	8,000千米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a (T h a i l a n d) L t d .	220,000千バーツ	100.0%	殺虫剤の製造販売
P T . F U M A K I L L A N O M O S	8,365千米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品、防疫剤の製造販売を主な事業内容としております。

(7) 企業集団の主要拠点等

主要な営業所及び工場

【国内拠点】

① 当社

本店：東京都千代田区

支店：首都圏支店：東京都千代田区

中部支店：愛知県名古屋市

関西支店：大阪府吹田市

中四国支店：広島県広島市

九州支店：福岡県福岡市

工場：広島工場：広島県廿日市市

(注) 2018年4月1日付で、東京支店から首都圏支店に、名古屋支店から中部支店に、大阪支店から関西支店に、広島支店から中四国支店に、福岡支店から九州支店に、それぞれ名称変更しております。

② 日広産業株式会社

本社工場：広島県広島市

③ 大下製薬株式会社

本社工場：広島県廿日市市

④ フマキラー・トータルシステム株式会社

本店：東京都千代田区

【海外拠点】

① PT.FUMAKILLA INDONESIA、PT.FUMAKILLA NOMOS：インドネシア

② FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED：インド

③ FUMAKILLA AMERICA,S.A.DE C.V.：メキシコ

④ Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.：マレーシア

⑤ Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.：ベトナム

⑥ Fumakilla (Thailand) Ltd.：タイ

⑦ Vape Myanmar Limited.：ミャンマー

(8) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,882名	70名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
224名	4名増	40.9歳	14.6年

(注) 使用人数は当社への受入出向者を含む就業員数であり、他社への出向者(20名)を含まず、また嘱託・パートタイマー171名(当事業年度中の平均在籍人員)も含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	4,720
株式会社広島銀行	4,230
株式会社もみじ銀行	1,580
株式会社中国銀行	1,120
株式会社伊予銀行	360
株式会社四国銀行	360
りそなプルダニア銀行	258

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,490,000株
(自己株式7,061株を含む。)

(3) 株主数 11,776名

(4) 大株主（上位10名）

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
エ ス テ ー 株 式 会 社	1,728	10.49
公 益 財 団 法 人 大 下 財 団	1,327	8.05
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	708	4.30
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	580	3.52
株 式 会 社 広 島 銀 行	574	3.49
大 下 産 業 株 式 会 社	561	3.41
住 友 化 学 株 式 会 社	433	2.63
福 山 通 運 株 式 会 社	300	1.82
大 下 一 明	254	1.54
大 下 俊 明	231	1.40

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	大 下 俊 明	大下産業(株)代表取締役社長
取締役社長 (代表取締役)	大 下 一 明	
取締役副社長 (代表取締役)	大 下 宜 生	業務全般及び国内営業管掌
専務取締役	下 中 正 博	国際本部長 Fumakilla Malaysia Bhd. 代表取締役副会長 Fumakilla Asia Sdn.Bhd. 代表取締役副会長
取締役	佐 々 木 高 範	管理本部長
取締役	井 上 裕 章	広島工場長兼生産本部長 日広産業(株)代表取締役専務 大下製薬(株)代表取締役社長
取締役	力 石 敬 三	国際副本部長 PT.FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長
取締役	村 元 俊 亮	国際副本部長 Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 代表取締役社長
取締役	山 崎 聡	開発本部長
取締役	松 井 幹 雄	国内営業本部長
取締役	山 下 勝 也	
常勤監査役	田 辺 由 來 夫	
監査役	嶋 田 洋 秀	
監査役	早 稲 田 幸 雄	早稲田公認会計士事務所公認会計士 (株)ジェイ・エム・エス社外監査役
監査役	菊 池 欣 也	

(注) 1. 取締役山下勝也氏は、社外取締役であります。

2. 監査役早稲田幸雄氏及び菊池欣也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役早稲田幸雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役山下勝也氏並びに監査役早稲田幸雄氏、菊池欣也氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
5. 当事業年度中における取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
大 下 俊 明	代 表 取 締 役 会 長	取 締 役 会 長	2018年6月28日
大 下 俊 明	取 締 役 会 長	代 表 取 締 役 会 長	2018年8月30日

(2) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役早稲田幸雄氏は、(株)ジェイ・エム・エスの社外監査役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	山 下 勝 也	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	早 稲 田 幸 雄	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会7回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	菊 池 欣 也	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会7回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	14名 (2)	267百万円 (7)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	30 (9)
合 計	18	297

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第67期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、2000年6月29日開催の第51期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額43百万円（取締役11名に対し40百万円（うち社外取締役1名に対し1百万円）、監査役4名に対し2百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））が含まれております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、PT.FUMAKILLA INDONESIA、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.、Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、PT.FUMAKILLA NOMOSは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「フマキラー・グループ行動規範」をグループ全社員に配布し、当グループの経営理念・経営基本原則ならびに法令遵守等を周知徹底しております。
- ・当社は、「取締役会規程」に従い、経営に関する基本方針や重要案件、業績の状況、法令への対応等について討議・検討・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制を整えております。
- ・法令遵守については、「コンプライアンス規程」をはじめとする規範体系を明確にするとともに、組織体制における取締役の役割を定め、グループ内のコンプライアンス体制を整えております。
- ・さらに、コンプライアンス推進の組織体制強化として、全社的なコンプライアンス活動全般の最高責任者としてCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）を設置するとともに、コンプライアンスの啓発活動や違反・疑惑等に対応する体制と役割を明確にいたしました。
- ・万一、法令遵守その他の面で疑義のある行為があった場合、社員が直接通報できる「内部通報窓口」を社内に設置していますが、社外にも通報窓口を設置し、通報者の匿名性を担保できるように内部通報体制を強化しております。社員から通報があったときは、総合統括部や外部専門家および社内関連メンバーで構成する「コンプライアンス事務局対策チーム」にて速やかに事実関係を調査する体制を構築しております。
- ・内部監査につきましては、内部監査部門の総合統括部が、「内部監査規程」に基づき定期的に内部監査を行い、使用人の職務執行の適法性を評価する体制の構築に努めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の意思決定に関する議事録、稟議書等の記録については、社内規程に則り作成・保管を徹底し、閲覧可能な状態を維持しております。
- ・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規程」にて、議事録の作成・保管に関する事項を定めております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、「全社リスク管理基本方針」に基づき、事前に適切な対応策を準備し損失の危険を最小限にすべく、業務運営に係るあらゆるリスクについて適切に管理・対応できる体制の構築に努めております。
- ・取締役会において、グループを取り巻く外部経営環境の動向、内部経営活動の状況を分析し、これら分析結果やリスク把握に基づき、意思決定を行っております。
- ・内部監査部門の総合統括部が、「内部監査規程」に則り定期的に各部門・グループ会社の内部監査を行い、損失の危険を早期に発見することに努めております。
- ・万一、当社の経営に重要な影響を及ぼす恐れのある危機が発生した場合は、「危機管理基本規程」に従い、「危機管理対策本部」にてリスクの状況や対処方法等を検討することとしています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、各部門・グループ会社について、その事業に精通した取締役を配置することにより、機動的・効率的運営、意思決定の迅速化に努めております。
- ・役員が参加する経営会議を原則として毎月開催し、迅速な意思決定に努めています。
- ・「職務分掌規程」及び「職務分掌細則」を定め、部門・部署に権限委譲を行い、速やかな意思決定と実行が可能となる体制としています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「親子会社の関係を定める規程／子会社管理規程」に、当社グループにおける子会社管理のポリシーについて定めています。当社は、このポリシーに基づき、子会社から月次の業績、財務状況その他重要な情報について報告を受け、子会社における業務の適正を確保するための体制の構築に努めております。
- ・「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社に対する監査を定期的に行い、グループ会社における業務執行状況を調査できる体制を構築しています。
- ・「内部通報規程」に定める内部通報制度により、グループ会社社員からの相談・通報を受け付け、業務執行の適正を図るための体制の実効性を強化しております。
- ・子会社に対し、親会社から必要な人員を外向させる等、子会社における経営遂行の監督と援助ができる体制としています。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役は監査補助人として総合統括部員を指揮下におくことができると定めています。また、総合統括部の編成・異動・人事評価に関しては監査役会の同意を得ることとしています。さらに、監査役からの監査に関わる総合統括部への指示事項は最優先で遂行しなければならないこととしています。
- (7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役会に報告をするための体制、その他当社の監査役への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、遅滞なく、監査役会に報告することとしております。
 - ・ 内部監査部門の総合統括部は、監査役から指揮命令のあった監査業務について監査結果を報告することを「内部監査規程」に定めております。
 - ・ 万一、重大な法令違反・不正等の兆候があると判断した場合、総合統括部内に設置している内部通報窓口と監査役会が受ける内部通報窓口を設けていますが、社外にも通報窓口を設置し、通報者の匿名性を担保できるよう内部通報体制を強化しております。
 - ・ なお、当社は、当社及び子会社の役員・使用人等に対し、当社監査役に報告したことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止しております。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じることとしております。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は取締役会やその他の会議に出席し、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するほか、決裁後の稟議書等、重要な文書を確認できる体制を整えております。
 - ・ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求めて相互認識と信頼関係を深めております。

(10) 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

- ・当社では、反社会的勢力排除に向けた取組みについて、「フマキラー・グループ行動規範」にて、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然たる態度を取り利益を供しないことを宣言し、これを当社グループ全社員に周知徹底しております。
- ・また、平素より、反社会的勢力との関係を遮断するため、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ・当社は、「フマキラー・グループ行動規範」を取締役及びグループ全社員に配布し、当グループの経営理念・経営基本原則ならびに法令遵守等を周知徹底しております。
- ・内部監査部門の総合統括部が当社の本社、支店、工場及び海外子会社に対し内部監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。
- ・さらに、コンプライアンス推進の組織体制強化として、全社的なコンプライアンス活動全般の最高責任者としてCCO（チーフ コンプライアンス オフィサー）を新設するとともに、コンプライアンスの啓発活動や違反・疑惑等に対応する体制と役割を明確にいたしました。
- ・また、法令遵守その他の面で疑義のある行為があった場合、社員が直接通報できる内部通報窓口として、総合統括部内に設置している内部通報窓口と監査役会が受ける内部通報窓口に加えて社外にも通報窓口を新設し、通報者の匿名性を担保できるよう内部通報体制の強化を図りました。社員から通報があったときは、総合統括部や外部専門家および社内関連メンバーで構成する「コンプライアンス事務局対策チーム」にて直ちに事実関係を調査する体制を構築しております。

(2) リスク管理体制

- ・当社は、取締役会及び経営会議において、グループを取り巻く外部経営環境の動向や経営状況を分析し、リスクに対する意思決定を行っております。
- ・内部監査部門の総合統括部が、各部門・グループ会社の内部監査を行い、損失の危険を早期に発見することに努めております。

(3) 効率的な職務執行体制

- ・当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を13回開催し、取締役の職務の執行状況を報告するとともに、取締役が相互に監督を行っております。

- ・このほかに、経営会議規程に基づき、原則月1回開催する経営会議を15回開催し、効率的でスピーディな経営に努めています。
- ・海外子会社の運営につきましては、海外戦略会議を年2回開催し、当社及び海外子会社の経営陣とで各国の経営環境や事業の状況等について議論し、今後の方針を決定しております。

(4) 監査役の監査体制

- ・当社の監査役会は、監査役会規程に基づき監査役会を7回開催し、監査に関する重要な事項について協議を行い決議しました。
- ・また、当社の取締役会及び経営会議、海外戦略会議等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するとともに、決裁後の稟議書等重要な文書を確認しております。
- ・なお、監査役の監査や監査役会の運営に必要な費用は予算化され、適切に手続きしております。
- ・監査役は海外現地法人を含む子会社の往査を行い必要な調査を行っています。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

- ・当社は、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。
- ・そのためには、当社がコア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品において長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。
- ・こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。
- ・当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置を採ることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

- ・当社は1924年、当社の前身である大下回春堂の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内関係会社6社及び海外主要連結子会社8社（インドネシア2社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ）で製造販売または販売を行い、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の6ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。
- ・当社及び当社のグループ会社（以下「当社グループ」といいます。）は、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、1963年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後2000年には世界初の電池式蚊取り「どこでもベープ」、2008年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。
- ・特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

- ・このような当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。
 - ・当社は、当社グループが生産・販売・技術面でグローバルな競争力を持つ企業としてさらに成長し、企業価値の増大と堅固な経営基盤を確立するために、①商品開発力の強化、②販売力・マーケティング力の強化、③海外各拠点での事業拡大等の課題に取り組んでまいります。
 - ・また、当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つに位置付けております。
- (3) 不適切な支配の防止のための取組み
- ・当社は、2018年5月16日の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（以下、更新後の対応方針を「現プラン」といいます。）の改定及び継続について決議し、同年6月28日開催の第69期定時株主総会において現プランにつき株主の皆様のご承認をいただきました。
 - ・現プランの有効期間は、2021年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。
 - ・本プランは、大規模買付行為、すなわち特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資することを目的とするものであります。
 - ・大規模買付行為を行おうとする大規模買付者は、本プランに従い、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報を提供することが求められます。大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合や、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、大規模買付者等所定の者による行使が原則として認められないとの行使条件等が付された新株予約権の無償割当てその他の措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗します。
 - ・本プランにおきましては、当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

- ・また、本プランにおきましては、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとされております。
- ・その他本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト
(アドレス<https://www.fumakilla.co.jp/corporate/2018/05/h300516-bouei.pdf>) をご参照下さい。

(4) 上記の取組みについての取締役会の判断

- ・当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。
- ・また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。
- ・しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。
- ・当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう本プランを継続することとしました。上記の取組みは本基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。
- ・なお、本プランにおきましては、取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められているほか、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、上記取組みは当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,844,567	流動負債	23,578,614
現金及び預金	5,087,032	支払手形及び買掛金	3,944,914
受取手形及び売掛金	12,463,230	電子記録債務	2,221,516
電子記録債権	133,383	短期借入金	13,135,785
商品及び製品	6,893,484	未払金	2,403,847
仕掛品	1,051,239	未払法人税等	172,430
原材料及び貯蔵品	2,016,164	賞与引当金	415,264
その他	1,201,437	売上割戻引当金	438,741
貸倒引当金	△1,404	返品調整引当金	651,095
固定資産	13,336,198	その他	195,019
有形固定資産	4,818,025	固定負債	1,573,812
建物及び構築物	1,702,764	繰延税金負債	603,525
機械装置及び運搬具	1,841,995	退職給付に係る負債	402,685
工具・器具及び備品	255,459	役員退職慰労引当金	488,771
土地	785,086	その他	78,830
リース資産	26,987	負債合計	25,152,427
建設仮勘定	205,732	(純資産の部)	
無形固定資産	2,055,956	株主資本	14,649,898
のれん	799,597	資本金	3,698,680
商標権	677,200	資本剰余金	4,797,103
その他	579,157	利益剰余金	6,159,494
投資その他の資産	6,462,217	自己株式	△5,379
投資有価証券	6,040,345	その他の包括利益累計額	1,510,779
繰延税金資産	111,342	その他有価証券評価差額金	2,059,882
退職給付に係る資産	89,888	為替換算調整勘定	△508,004
その他	408,260	退職給付に係る調整累計額	△41,098
投資損失引当金	△44,990	非支配株主持分	867,661
貸倒引当金	△142,629	純資産合計	17,028,338
資産合計	42,180,766	負債・純資産合計	42,180,766

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		41,243,165
売上原価		29,128,148
売上総利益		12,115,016
返品調整引当金戻入		650,715
返品調整引当金繰入		630,794
差引売上総利益		12,134,937
販売費及び一般管理費		10,998,889
営業利益		1,136,047
営業外収当	139,578	
受取利息及び配当	41,221	
不動産賃貸	67,042	
技術指導	100,807	348,649
営業外費用		
支払利息	39,452	
売上替	82,407	
為替	13,943	
その他	16,410	152,213
経常利益		1,332,482
特別利益		
固定資産売却益	3,201	
投資有価証券売却益	9,477	
受取保険	28,170	40,850
特別損失		
固定資産除売却損	64	
役員退職慰労金	28,400	
借入金繰上返済関連費用	29,777	
投資損失引当金繰入	4,671	62,913
税金等調整前当期純利益		1,310,419
法人税、住民税及び事業税	490,398	
法人税等調整額	△69,488	420,909
当期純利益		889,509
非支配株主に帰属する当期純利益		195,753
親会社株主に帰属する当期純利益		693,756

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,698,680	4,815,309	5,894,312	△4,162	14,404,138
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△428,574		△428,574
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			693,756		693,756
自 己 株 式 の 取 得				△1,217	△1,217
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△18,205			△18,205
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△18,205	265,182	△1,217	245,759
当 期 末 残 高	3,698,680	4,797,103	6,159,494	△5,379	14,649,898

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 券 証 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,560,863	△47,134	△64,960	2,448,768	811,100	17,664,008
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△428,574
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						693,756
自 己 株 式 の 取 得						△1,217
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						△18,205
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△500,980	△460,870	23,861	△937,989	56,560	△881,429
連結会計年度中の変動額合計	△500,980	△460,870	23,861	△937,989	56,560	△635,669
当 期 末 残 高	2,059,882	△508,004	△41,098	1,510,779	867,661	17,028,338

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称 日広産業株式会社、フマキラー・トータルシステム株式会社、大下製薬株式会社、PT. FUMAKILLA INDONESIA、FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED、FUMAKILLA AMERICA,S.A.DE C.V.、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.、Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、Fumakilla (Thailand) Ltd.、PT. FUMAKILLA NOMOS

非連結子会社の数 4社

非連結子会社の名称 FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他3社
(連結の範囲から除いた理由)

FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他3社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は僅少で、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

(非連結子会社) FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他3社

(関連会社) 大下産業株式会社、PT.OSIMO INDONESIA、他2社

上記持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、12月31日を決算日としている海外子会社(12社)を除き、親会社と同じであります。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日を決算日としている子会社においては、同日現在の計算書類を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

- ② たな卸資産
 貯蔵品を除くたな卸資産 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 主として定率法によっております。ただし1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 また、在外連結子会社は、主として定額法を採用しています。
 なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械装置及び運搬具は2年～11年であります。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 商標権 7～20年
- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 賞与引当金
 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 売上割戻引当金
 販売した製商品の将来発生する売上割戻に備えるため、割戻対象となる売上高に直近の実績をもととして計算した割戻率を乗じて計上しております。
- ⑤ 返品調整引当金
 返品による損失に備えるため、返品率及び売買利益率等の実績をもとに必要額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
 役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑦ 投資損失引当金
 子会社株式等への投資に係る損失に備えて、財政状態及び将来の回復可能性等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。ただし、のれんの金額が僅少の場合には発生年度に全額償却することとしております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

【会計方針の変更に関する注記】

(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用)

当社の在外連結子会社は、当連結会計年度よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。

これにより、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。当該会計基準の適用については、経過的な取扱いに従って、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が1,302,311千円、売上原価が41,652千円、販売費及び一般管理費が1,267,339千円減少し、それにより、売上総利益は1,260,658千円減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,680千円増加しております。

【表示方法の変更に関する注記】

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建物	2,458千円
	土地	29,475千円
	計	31,933千円

上記に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	15,608,250千円
(3) 受取手形割引高	42,597千円
(4) 債権流動化に伴う買戻義務	7,889千円
(5) 期末日満期手形等	

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済したものとしております。なお、当連結会計年度末が休日の為、次の期末日満期手形等が期末日残高に含まれております。

受取手形	89,951千円
電子記録債権	1,749千円
支払手形	1,926千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 16,490,000株

(2) 当連結会計年度に行った剰余金の配当

① 当連結会計年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	428,574	26	2018年3月31日	2018年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	428,556	26	2019年3月31日	2019年6月28日

(注) 2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記のとおり提案しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの営業管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期、把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金と電子記録債務、並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクがありますが、短期の支払期日のみであります。

なお、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により流動性リスクを管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,087,032	5,087,032	－
(2) 受取手形及び売掛金	12,463,230	12,463,230	－
(3) 電子記録債権	133,383	133,383	－
(4) 投資有価証券	5,103,912	5,103,912	－
資産合計	22,787,558	22,787,558	－
(1) 支払手形及び買掛金	3,944,914	3,944,914	－
(2) 電子記録債務	2,221,516	2,221,516	－
(3) 短期借入金	13,135,785	13,135,785	－
(4) 未払金	2,403,847	2,403,847	－
負債合計	21,706,064	21,706,064	－

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金及び(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	936,432

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
(1) 現金及び預金	5,087,032	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,463,230	—	—	—
(3) 電子記録債権	133,383	—	—	—
(4) 投資有価証券	—	—	—	—
金銭債権及び満期のある 有価証券合計	17,683,646	—	—	—
(1) 短期借入金	13,135,785	—	—	—
有利子負債合計	13,135,785	—	—	—

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 980円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 42円09銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,719,968	流動負債	20,495,576
現金及び預金	2,005,208	支払手形	327,589
受取手形	314,235	買掛金	2,274,723
売掛金	9,105,852	電子記録債権	2,239,707
電子記録債権	100,056	短期借入金	12,740,000
商品及び製品	5,808,341	リース債権	9,317
仕掛品	967,808	未払金	1,479,016
原材料及び貯蔵品	1,180,035	未払法人税等	46,011
前渡金	21,654	前受金	5,509
前払費用	153,671	預り金	43,213
未収入金	1,043,368	賞与引当金	225,806
その他の金	20,732	売上戻引当金	373,000
貸倒引当金	△999	返品調整引当金	630,794
固定資産	16,003,638	設備関係等支払手形	100,881
有形固定資産	2,396,493	その他	4
建物	750,257	固定負債	771,547
構築物	113,739	繰延税金負債	271,844
機械及び装置	590,235	役員退職慰労引当金	451,373
車両及び運搬具	35,584	リース債権	17,670
工具・器具及び備品	211,115	預り保証金	20,972
土地	630,288	資産除去債	9,687
リース資産	26,987	負債合計	21,267,124
建設仮勘定	38,284	(純資産の部)	
無形固定資産	123,905	株主資本	13,396,599
商標	982	資本金	3,698,680
電話加入権	5,943	資本剰余金	5,585,047
ソフトウェア	116,979	資本準備金	600,678
投資その他の資産	13,483,239	その他資本剰余金	4,984,368
投資有価証券	5,216,400	利益剰余金	4,118,251
関係会社株	8,103,702	その他利益剰余金	4,118,251
長期前払費用	14,487	固定資産圧縮積立金	2,410
前払年金費用	131,577	別途積立金	3,540,000
その他の金	85,153	繰越利益剰余金	575,841
投資損失引当金	△44,990	自己株式	△5,379
貸倒引当金	△23,091	評価・換算差額等	2,059,882
資産合計	36,723,606	その他有価証券評価差額金	2,059,882
		純資産合計	15,456,482
		負債・純資産合計	36,723,606

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,348,734
売上原価	15,017,658
売上総利益	6,331,075
返品調整引当金戻入	650,715
返品調整引当金繰入	630,794
差引売上総利益	6,350,996
販売費及び一般管理費	6,818,705
営業外損失	467,709
営業外収益	
受取利息及び配当金	604,286
不動産賃貸料	32,568
技術指導収入	338,120
その他の他費用	40,751
営業外費用	
支払利息	24,685
売上割引	82,036
その他の他費用	29,091
経常利益	412,204
特別利益	
固定資産売却益	431
投資有価証券売却益	9,477
特別損失	
固定資産除売却損	34
役員退職慰労金	28,400
借入金繰上返済関連費用	29,777
投資損失引当金繰入額	4,671
税引前当期純利益	359,231
法人税、住民税及び事業税	45,824
法人税等調整額	△20,565
当期純利益	333,972

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	3,698,680	600,678	4,984,368	5,585,047	3,750	2,640,000	1,569,103	4,212,853
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△428,574	△428,574
当 期 純 利 益							333,972	333,972
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,339		1,339	－
別途積立金の積立						900,000	△900,000	－
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△1,339	900,000	△993,261	△94,601
当 期 末 残 高	3,698,680	600,678	4,984,368	5,585,047	2,410	3,540,000	575,841	4,118,251

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△4,162	13,492,419	2,560,863	2,560,863	16,053,282
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△428,574			△428,574
当 期 純 利 益		333,972			333,972
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
自己株式の取得	△1,217	△1,217			△1,217
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△500,980	△500,980	△500,980
当 期 変 動 額 合 計	△1,217	△95,819	△500,980	△500,980	△596,799
当 期 末 残 高	△5,379	13,396,599	2,059,882	2,059,882	15,456,482

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

貯蔵品を除くたな卸資産 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ④ 売上割戻引当金 販売した製商品の将来発生する売上割戻に備えるものであって、割戻対象となる売上高に直近の実績をもととして計算した割戻率を乗じて計上しております。
- ⑤ 返品調整引当金 返品による損失に備えるため、返品率及び売買利益率等の実績をもとに必要額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- ⑦ 役員退職慰労引当金 役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑧ 投資損失引当金 子会社株式等への投資に係る損失に備えて、財政状態及び将来の回復可能性等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

② 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	10,992,352千円
(2) 保証債務	
銀行借入金に対する保証債務 PT. FUMAKILLA NOMOS	222,020千円
債権流動化に伴う買戻義務に対する保証債務	
FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED	7,889千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	989,314千円
短期金銭債務	954,062千円
長期金銭債務	2,500千円
(4) 受取手形割引高	42,597千円
(5) 期末日満期手形等	
期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済したものとしております。	
なお、当事業年度末が休日の為、次の期末日満期手形等が期末日残高に含まれております。	
受取手形	89,533千円
電子記録債権	1,749千円
電子記録債務	5,686千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	1,799,592千円
仕入高	3,605,185千円
営業費用	69,779千円
営業取引以外の取引高	806,141千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6千株	0千株	一千株	7千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因

賞与引当金	68,780千円
未払値引	119,707千円
製品評価損	104,598千円
売上割戻引当金	113,615千円
役員退職慰労引当金	137,488千円
投資有価証券評価損	56,796千円
返品調整引当金超過額	98,339千円
税務上の繰越欠損金	116,594千円
その他	102,429千円
小計	918,350千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	281,641千円
繰延税金資産合計	636,708千円

(2) 繰延税金負債の発生 の主な原因

前払年金費用	40,078千円
その他有価証券評価差額金	858,621千円
その他	9,852千円
繰延税金負債合計	908,553千円
繰延税金負債の純額	271,844千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員等の兼任	関連当事者との関係				
子会社	PT.FUMAKILLA INDONESIA	所直 80.0% 有接%	3名	技術援助契約の締結	技術指導料の受取り	177,856	未収入金	177,856
子会社	Fumakilla Myanmar Limited	所直 85.7% 有接% 間接% 14.3%	2名	設立出資	出資の引受(注2)	594,459	-	-
関連会社	大株下産業 株式会社	所直 0.22% (被所有) 直接% 3.42%	3名	同社製品の購入	原材料の給	374,990	未収入金	202,013
					原材料の仕入	2,329,287	買掛金	341,912
							電子記録債務	456,926

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

技術指導料の受取りにつきましては、技術援助契約を基礎として決定しております。

原材料の有償支給及び仕入につきましては、当社の原価より算出した価格により每期交渉の上、決定しております。

(注2) 会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 937円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 20円26銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永田 篤 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大江 友樹 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フマキラー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フマキラー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永田 篤 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大江 友樹 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フマキラー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である総合統括部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にまた必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。重要な国内外の子会社に対しては往査を行い、業務の執行状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

フマキラー株式会社 監査役会

監査役(常勤) 田 辺 由來夫 ⑩

監 査 役 嶋 田 洋 秀 ⑩

社外監査役 早稲田 幸 雄 ⑩

社外監査役 菊 池 欣 也 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけ、安定的かつ継続的な利益還元を基本としながら、将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり第70期の期末配当をさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金26円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は428,556,414円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

当社のコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、社外取締役を増員いたしたく、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
よし じま とおる 吉 島 亨 (1957年12月2日)	1981年4月 大下産業株式会社入社 1992年10月 同社取締役 業務部長 2004年10月 同社常務取締役 2014年8月 同社非常勤顧問 (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 他の企業の役員の豊富な経験を当社の取締役会に活かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンス強化が期待されるため、取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は社外取締役候補者であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役嶋田洋秀氏、菊池欣也氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	嶋田洋秀 (1950年9月7日)	2004年4月 エステー化学(株) (現エステー(株)) 入社 2005年6月 同社執行役 2007年2月 同社常務執行役 2007年6月 同社取締役兼常務執行役 2010年6月 当社取締役 2011年6月 当社専務取締役 2015年6月 当社監査役(現任)	一株
2	菊池欣也 (1945年10月28日)	1970年4月 (株)三和銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 1997年11月 日本ビルサービス(株)取締役業務部長 1998年6月 同社常務取締役 総合企画部長 2003年6月 同社代表取締役専務 2006年6月 As-meエステール(株)社外監査役 2015年6月 当社社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 嶋田洋秀氏を監査役候補者とした理由は、当社での経営の実績及び幅広い知識と見識をもっており、監査役として役割を果たすことが期待されるため、監査役候補者といたしました。
3. 菊池欣也氏は社外監査役候補者として選任するものであります。
4. 菊池欣也氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏がこれまで培ってきた知識、経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役候補者となりました。
5. 菊池欣也氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、菊池欣也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年6月28日開催の第69期定時株主総会において、補欠監査役に選任されました吉島亨氏から、本定時株主総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありました。

つきましては、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
武 澤 薫 (1954年3月29日)	1977年4月 三井石油化学工業(株)入社 2008年4月 同社執行役員 2013年6月 化成品商事(株)代表取締役社長 2018年10月 大下産業(株)入社 同社顧問 2018年11月 同社代表取締役専務 (現任)	一株

(注) 1. 武澤 薫氏は、大下産業株式会社の代表取締役に就任しており、同社は当社の仕入先であります。

2. 武澤 薫氏を補欠監査役候補者とした理由は、他の企業の役員の豊富な経験を当社の監査体制に活かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンス強化が期待されるため、補欠監査役候補者といたしました。

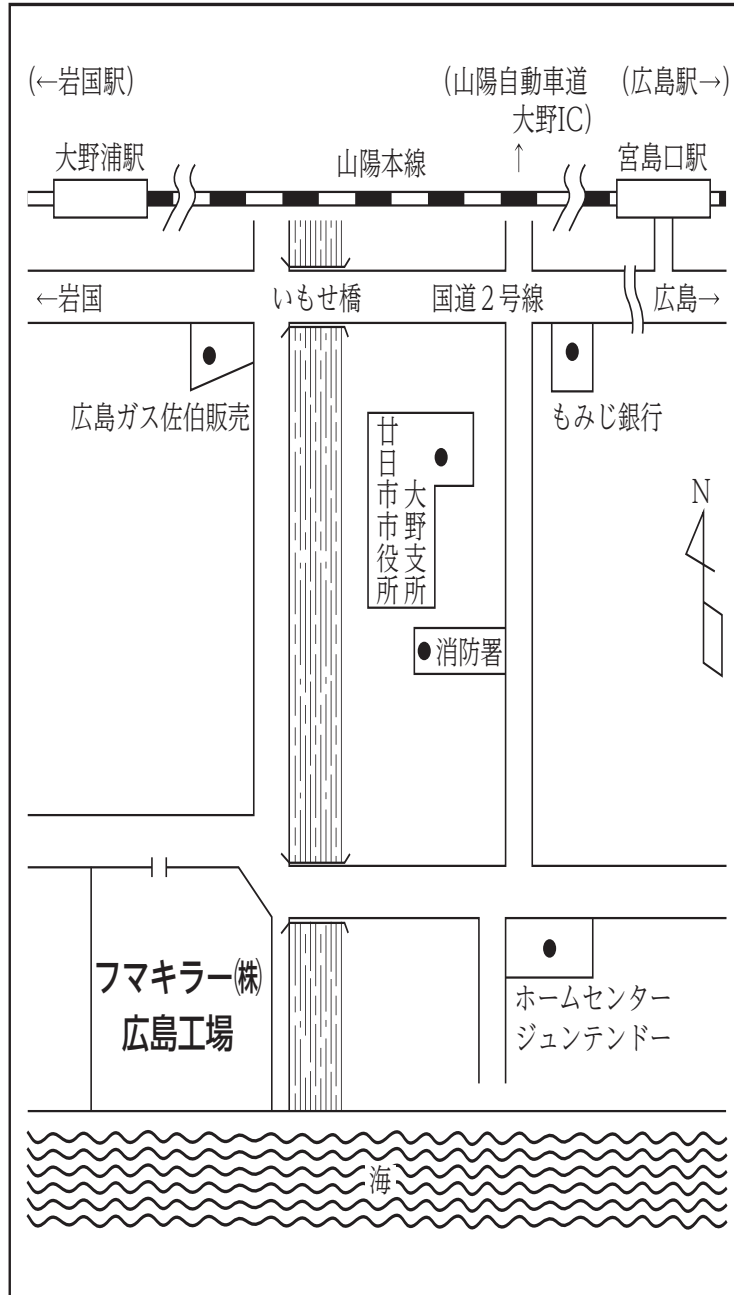
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
フマキラー株式会社 広島工場会議室
電話(0829) 55-2111 (代)



- 宮島口駅より車で15分。
- 大野浦駅より車で5分、徒歩で20分。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。